

令和 7 年度 第 4 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年7月7日（月） 午後1時30分～
場 所 J A うま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第9 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 四国中央農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（17名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 6 尾崎之隆 |
| 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 | 10 河村久仁彦 |
| 11 坂上 宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 |
| 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

- | | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石 川 茂 | 4 星 川 久 和 | 5 高 橋 忠 明 |
|---------|---------|-----------|-----------|

6 佐藤保之	7 宇高勉	9 竹本正行	10 喜井仁志
11 村上紘一	12 石川繁	13 紀井正明	14 受川清男
15 三好昇	18 伊藤浩一	19 萩尾博	20 高橋秀典
21 越智寧	22 近藤良啓	23 河村嘉男	24 竹内正篤
25 鈴木敏也			

欠席委員（1名）

5 押条和司朗

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

3 山下宏二 8 鎌倉静夫 16 合田篤夫 17 鈴木一郎

出席した職員

事務局長 岩田政嗣 次長 三宅栄一 次長 石川みちる
主査 大西洸喜

第4回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年7月7日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、17名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5 番 押条 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

3 番 山下 委員

8 番 鎌倉 委員

16 番 合田 委員

17 番 鈴木 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

6 番 尾崎 委員、7 番 池田 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和7年5月7日解約。

番号2の案件については、令和7年5月27日解約。

番号3の案件については、令和7年5月28日解約。

番号4の案件については、令和7年5月25日解約。

番号5の案件については、令和7年5月20日解約。

番号6の案件については、令和7年6月7日解約。

番号7の案件については、令和7年5月30日解約。

以上、7件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で、報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月30日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、6月17日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。許可後は水稻や里芋の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は水稻や里芋の栽培を予定しています。

番号6の案件については、贈与による小作地開放です。許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。許可後はミカンの栽培を予定しています。

番号8の案件について、使用貸借による権利の設定です。借受人は、本申請で新たに農地の権利を設定される新規就農者であるため、6月17日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は、水稻の作付けを予定しています。

番号9の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月

30日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は、受人の自宅に隣接する農地で、果樹と野菜の栽培を予定しています。渡人と受人は姉弟であり、これまで申請地などで農作業を手伝った経験があることから、営農経験については問題ないと思います。なお、農機具については鍬を所有しており、申請地の規模から考えると管理は可能であると思われます。今後、地域と協力し、意欲的に農業を継続していく意思を確認しました。

議 長 続きまして2番

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、6月17日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は申請者の自宅に隣接する農地で、10年ほど前から、渡人である親類の代わりに管理しています。家庭菜園程度の農作業経験はあり、近隣に住む農業経験者から助言をいただきながら耕作していくとのことですので、営農については問題ないと思います。農機具については管理機を所有しており、トラクターはいつでも近隣から借りることができることとで、申請地の管理は十分可能であると思われます。地域住民の方々との関係も良好であり、今後、意欲的に農業を継続していく意思を確認しました。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 7 番

委 員 異議ありません。

議 長 8 番

委 員 借受人は、今回の申請で新たに農地の使用貸借による権利の設定を受ける新規就農者であるため、6 月 17 日にヒアリングと現地確認を行いました。借受人は貸主の孫にあたり、農業に興味があるということで、祖父の所有する申請地を無償にて借り受けて会社に勤めながら、兼業で農業を始めようとするものです。先日も祖父に田植機を借りて申請地で田植を行ったということで、今後も徐々に経営規模を拡大していきたいということです。学生時代も農業を手伝っていたということで、営農経験も豊富であり、地元水利組合との関係も問題ないと思います。農機具については、自身のトラクターや管理機も購入しており、申請地の管理は十分可能であると思われます。今後におきましては、地域と協力し、意欲的に農業を行っていく意思を確認しました。

議 長 9 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号 1 については、坂上委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、坂上委員の退席を求めます。

(坂上 宏 委員退席)

議 長 議案第1号中、番号1、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号1は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 坂上委員の入室を許可いたします。

(坂上 宏 委員 入室・着席)

議 長 坂上委員に報告します。坂上委員関連案件の番号1については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議 長 次に、番号5については、竹内委員の関連案件でありますので、同法の規定により、竹内委員の退席を求めます。

(竹内 正篤 委員退席)

議 長 議案第1号中、番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号5は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 竹内委員の入室を許可いたします。

(竹内 正篤 委員 入室・着席)

議 長 竹内委員に報告します。竹内委員関連案件の番号5については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議 長 では、採決を続けます。議案第1号中、番号1、番号5以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は、申請地の隣接地に自己住宅を建築していますが、建築の際、申請地を宅地と一体的に造成していたため、その是正案件となっており、申請人から始末書が提出されています。

申請地は、一体利用地の宅地の拡張であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

- 議 長 挙手全員であります。
- よって、議案第２号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議 長 日程第５、議案第３号、「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三 宅 それでは、議案第３号、「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書の受理」について説明いたします。
- 2a 未満の農地を、その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設等に供する場合、農地法第４条第１項第８号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。
- 番号１の案件について、申請者が、自身の所有する農地を管理するため、申請地を農業用機具の置場とする届出です。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 委員の方で、補足説明があればお願いします。
- 議 長 番号１番について、質疑ありませんか。
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第３号、「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書の受理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）

- 議 長 挙手全員であります。
- よって、議案第3号は、原案のとおり受理することに決しました。
- 議 長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三 宅 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。
- 番号1の案件については、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号4の関連案件です。申請者は、不足している駐車場の建設を計画し、令和6年9月24日に露天駐車場建設として農地転用の許可を受け、事業計画に沿って工事を着手しようとしていましたが、急遽、隣接地を買い受けることができることとなったため、新たな申請地を含む計画面積が増加したことによる事業計画変更です。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。
- 議 長 番号1番について質疑ありませんか。
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第4、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は4件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、個人で不動産賃貸業を営んでおり、駅から近く、交通アクセスも良好で住環境の整った申請地を譲り受けての賃貸共同住宅用地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人はグループホーム等を運営する社会福祉法人ですが、賃貸契約をしている利用者用の住居が、昨年の風害で被害を受けたことで家主が建物の取り壊しを決め退去を求められたため、住む所の確保が急務となったことから、申請地を譲り受けてのグループホーム建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は現在、家族と賃貸共同住宅に住んでいますが、妻の実家近くで生活環境が整った、妻の父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可

後の事業計画変更申請」番号1の関連案件で、受入は運輸業を営む法人ですが、物流業界の法改正に伴い車両の滞留時間が増え、駐車場不足が解消されていないため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第8、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、6月4日および6月17日に現地調査を行いました。

番号2の案件について、6月10日に現地調査を行いました。

番号3の案件について、6月17日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 対象の5筆のうち、担当地区の2筆については、いずれも水稻の栽培を行っていることが確認できましたので、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

番号3については、野菜や柑橘などの栽培がされておりましたので、みたところ特に問題はなく、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

議 長 番号1の残り3筆については、事務局が担当委員から報告を受けておりま

すので、説明をお願いします。

大 西 番号1の5筆のうち3筆については、担当地区の委員が現地確認を行い、問題ない旨の報告を受けております。

議 長 続きまして2番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。また、6月10日に、申請者と現地確認のうえ、聞き取りを行いました。対象の2筆では、いずれも果樹の栽培を行っており、しっかりと管理がされていることを確認しました。問題ありません。

議 長 3番、質疑はありませんか。

委 員 先ほど、番号1の説明を行った委員から、番号3については問題ないとの発言がありましたし、同じく現地確認をしましたが、しっかりと管理されていることを確認しましたので、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 大西 主査

大 西 それでは、議案第7号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定9件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、5年1ヶ月間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、6年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、10年間の使用貸借です。

番号7の案件については、10年間の使用貸借です。

番号8の案件については、10年間の使用貸借です。

番号9の案件については、10年1ヶ月間の賃貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があればお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 日程第 10、諮問第 1 号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第 1 号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号 1 の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の所有地間にあり、所有地の有効利用のため、「道」・「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、代替道、代替水路を寄付する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号 2 の案件について、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」番号 1 に関連し、当該「水路」は申請者の所有地間にあり、所有地の有効利用のため、「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号 1 について、質疑はありませんか。

委 員 6 月 17 日現地を確認しました。当該「道」と「水路」は申請者の所有地の間にあり、宅地として一体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。地元土地改良区の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 続きまして 2 番

委 員 6 月 21 日現地を確認しました。当該「水路」は申請者の所有地の間にあり、宅地として一体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。地元土地改良区の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われま

す。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第11、諮問第2号、「四国中央農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 森 課長補佐

森 それでは、諮問第2号、「四国中央農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

資料説明の前に、農業振興地域整備計画全体見直しについて簡単にご説明いたします。

前回の全体見直しから現在まで約8年が経過しております。法律では、概ね5年ごとに基礎調査を行うものとされており、また、所有者からの除外問い合わせも多いことから、今回全体見直しを行うことといたしました。

まず、地域別に要望調査を実施し、その結果、受付件数366件あり、筆数にして、除外が933筆、編入が66筆ありました。

次に、図面や航空写真等を参考に現地確認を行い、除外・編入を整理し、令和6年7月に、愛媛県との協議に入りました。そして先月、愛媛県から概ね了承をいただきましたので、今回、意見聴取の書類を提出したところです。

それでは、資料の農業振興地域整備計画全体見直し概要をご覧ください。資料に沿ってご説明いたします。

まず1番、農用地域へ編入が、41筆ございます。次に2番の除外ですが、①は公共事業によるもの等で、ほとんどが公衆用道路であり、208筆。③その他の(1)の集落介在農地は、集落に隣接している農地や、集落内にある住宅等に囲まれた農地で、189筆。(2)の条件不利農地は、山林化や、三角形等の不整形地や面積が狭い等、農業をする上で利用しづらい農地で、328筆。(3)の錯誤は、現況が墓地・保安林等になっている土地で、82筆。(4)の非農地は、農業委員会が非農地と判定した農地で、1,983筆。(5)は、市の政策的除外ということで、2件107筆ございます。そのうちの一つ目は、豊岡寒川海岸線の沿線で、東側の寒川ふれあいビーチから西側の豊岡台病院までの、工場や倉庫等の開発が進んでいる地域、二つ目はHITO病院周辺で、市街地に点在している地域です。

なお、HITO病院周辺の地域の除外理由と筆数・面積は、③の(1)の集落介在農地に含まれております。以上、除外合計は2,897筆、約166haとなります。資料の説明は以上です。

次に、今後のスケジュールですが、現在、各関係団体に意見聴取を行っております。意見書が揃いましたら、愛媛県へ書類を提出いたします。県から異議なしの回答をいただきましたら、30日間の公告期間、15日間の異議申立期間を経て、異議がなければ、県へ異議がない旨の書類を提出いたします。その後、県から同意書が届き、もう一度、公告をして完了となります。2回目の公告は一日で終了いたします。完了は今年の10月上旬から中旬を予定しておりますが、当事者から異議申立てが出た場合などは、完了が遅れることがございますので、その点ご理解いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 委員の方で、意見があればお願いします。
- 委員A 農業振興地域については、世代が変わると引き継がれないことがあり、地権者自身が農業振興地域であることを知らず、転用などの手続きの時に初めて知る場合がある。今回、そういった事案があったので、次回の全体見直しの時に、除外を要望する地域があることを覚えておいてほしい。市の担当者が変わった場合も、そこはしっかり引き継ぎをお願いしたい。
- 森 わかりました。市といたしましては、要望がある地域はできるだけ除外する方向で県へ提出します。その結果、県がどう判断するかはわかりませんが、要望にお応えできるよう努力いたします。
- 委員A わかりました。
- 委員B 農業振興地域の見直しをしている間は、農業振興地域の転用ができなくなると思うのですが、その止まる期間はいつですか。
- 森 個別の農業振興地域除外についてのことでしょうか。
- 委員B そうです。
- 森 個別の案件については、手続きの方は進めております。前回の全体見直しの時は止めていたと思うのですが、今回は止めておりません。
- 委員B 止めずにするということですか。
- 森 はい。手続きは進めております。
- 委員B 手続きというのは、転用の手続きのことですか。
- 森 個別の農業振興地域除外の手続きのことです。
- 委員B そうですか。はい。
- 委員C 今の話だと、農業振興地域に入っている農地でも売買の手続きは進めることができるということですか。

- 森 農地としてなら可能です。
- 委員C 農地以外にする場合でも、全体見直しの手続きに入っているけど書類は受け付けてくれるということですか。
- 森 受付はできますが、全体見直しと個別除外の案件は、別々に公告するようになり、全体見直しが先となりますので、その全体見直しが完了するまでは、個別除外の公告はできません。
- 委員B それがいづなのかということを聞きたいのですが。
- 森 全体見直しの 11 条公告を出す日ですか？
- 委員B 要は、個別除外が止まる期間は県次第ということで、現時点ではっきりした日にちはわからないということですか。
- 森 そうです。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第 2 号、「四国中央農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）
- 議 長 挙手全員であります。
- 議 長 よって、諮問第 2 号は、「異議なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。
- 議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (15 : 05)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 暎信

委 員 尾崎 之隆

委 員 池田 忠志